

第 6、訴え提起

[第 1 問] 訴状審査に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。(23-35) ランク：B

1. 訴状審査の結果として訴状に不備があることが判明した場合の補正命令は、裁判所書記官がする。
2. 訴状審査の結果、訴えが不適法でその不備を補正することができないことが判明した場合、裁判長は、直ちに訴えを却下することができる。
3. 訴状審査の結果として訴状が却下された場合であっても、訴えの提起による時効中断(民法改正後：完成猶予)の効力が生ずる。
4. 訴状における立証方法に関する記載も、訴状審査の対象となる。
5. 当事者が法人である場合において、訴状にその代表者の記載があるかどうかは、訴状審査の対象となる

1 × ∵137 条 1 項

2 × ∵137 条 2 項

3 × ∵民法 147 条 1 項 1 号による時効の完成猶予が生じるためには、相手方に訴状が送達される必要がある。そのため、訴え却下判決の場合は完成猶予が生じるが、訴状却下の場合にかかる効力は生じない。※完成猶予が生じる時期自体は、訴状を裁判所に提出したときであることに注意。

4 × ∵訴状審査の対象には、133 条 2 項の必要的記載事項と規則 53 条～55 条までにある実質的記載事項があり、立証方法に関する記載は規則でも定められていない。もっとも、規則の方の中身をすべて覚える必要はないと思われる。現場でも、この肢を自信をもって切れる受験生はおそらくそうはいない。この設問は、4 か 5 で悩み、最終的に 5 を選べるか知識があったか否かで決まる。

5 ○ ∵37 条 法定代理人に関する規定は、法人の代表者に準用するとある。そのため、133 条 2 項 1 号により、法人の代表者は訴状における必要的記載事項となる。

[第2問] 訴状審査に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(26-36) ランク：B

1. 訴状の審査は、受訴裁判所が行う。
2. 証拠の引用又は添付の不備は、補正命令の対象となる。
3. 補正命令の対象となる事項については、裁判所書記官に命じて補正を促すことができない。
4. 訴状が被告に送達された後は、訴状を却下することができない。
5. 訴状を却下する命令に対しては、不服を申し立てることができない。

1 × ∵137条1項。訴状の審査は、裁判長がする。

2 × ∵137条1項,133条2項。補正命令の対象となるのは、133条2項の事項について不備がある場合である。

3 × ∵規則56条

4 ○ ∵訴状の不備が看過され、被告に送達された場合は、訴訟が係属した以上、訴状却下ではなく、判決による訴え却下(140条)をすべきである。

5 × ∵137条3項

[第3問] 訴えに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(28-35) ランク：A

ア. 訴えの提起による時効の中断の効力発生の時期は、被告に対する訴状の送達の時である。イ. 訴えの取下げは、被告に訴状が送達された後は、被告の同意を得なければすることがで

きない。

ウ. 訴状が公示送達の方法により送達され、その後、判決も同様に公示送達の方法によって送達された場合には、これらの書類の送達の効力は、掲示を始めた日から2週間を経過することによって生ずる。

エ. 重複する訴えが提起された場合、被告が異議を述べないで本案について弁論をしたときであっても、当該訴えは適法とはならない。

オ. 訴状は、第一回の口頭弁論期日後は、これを却下することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

ア× ∵レジュメ参照

イ× ∵261条2項本文

ウ× ∵112条1項

エ○ ∵重複基礎の禁止は、訴訟不経済を防止するという公益的な目的を有しているため、当事者の責問権の喪失によって適法とはならない(90条参照)。

オ○ ∵137条2項による訴状却下がなされずに、訴訟が係属した以上、裁判長は137条2項により訴状を却下する権能を失い、140条に基づき、判決による訴え却下をする。

第7、口頭弁論・証拠

〔第1問〕次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(23-39) ランク：A

- ア. 被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しなかった場合には、原告が出頭していれば答弁書の陳述を擬制することができるが、原告が初にすべき口頭弁論の期日に出頭しなかった場合には、被告が出頭していても訴状の陳述を擬制することはできない。
- イ. 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃防御方法について、裁判所は、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めたときは、相手方の申立てがなくても、却下の決定をすることができる。
- ウ. 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所の決定により、過料に処されることがある。
- エ. 当事者照会に対し、相手方が正当な理由なく回答を拒んだときは、裁判所は、照会をした当事者の照会事項に関する主張を真実と認めることができる。
- オ. 当事者が適切な時期に攻撃防御方法を提出しないことにより訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

ア× ∵158条の陳述擬制は当然、原告・被告の双方に適用される

イ○ ∵157条。プロパー寄りだが、正解したい

ウ× ∵文書提出命令に従わないことで過料に処されるのは第三者のみ(225条1項)

エ× ∵当事者照会に従わないことにつき、民訴法上特別の制裁はない(163条参照)

制裁的に、相手方の主張を真実と認めることができるとの規定があるのは、「当事者照会」ではなく、「当事者尋問」の際に当事者が正当な理由なく出頭しない、又は宣誓若しくは陳述を拒んだ場合(208条)

オ○ ∵63条 別途、「訴訟費用」のレジュメ参照

〔第2問〕証拠調べに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(23-40) ランク：A

1. 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。
2. 裁判所は、証拠保全として、文書の証拠調べ及び検証をすることはできるが、証人の尋問をすることはできない。
3. 当事者が訴訟能力を欠く場合は、その当事者本人を尋問することはできない。
4. 証人が正当な理由なく出頭しない場合、裁判所は、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外でその証人の尋問をさせることができる。
5. 裁判所は、職権で当事者本人を尋問することができる

1 ○

2 ×

3 × ∵当事者尋問は、証拠調べの一種であるため、当事者尋問における供述に訴訟能力は不要。

4 × ∵証人が正当な理由なく出頭しない場合は勾引等を行う。

5 ○ ∵当事者尋問は、証人と異なり職権で行えることに注意。

[第3問] 文書の成立に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(23-41) ランク：B

1. 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
2. 法律関係を証する書面の成立の真否を確定するために確認の訴えを提起することはいできない。
3. 当事者が文書の成立の真正を筆跡の対照によって証明しようとする場合において、対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
4. 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定される。
5. 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書とみなされる。

1 ○ ∵228条3項

2 × ∵確認の訴えの対象は、原則的に法律関係の確認に限られるが、文書は民事訴訟において重要な証拠であり、文書の形式的証拠力を確定させた方が扮装の抜本的解決につながることもある。そこで、134条は例外的に書面の成立の成否を確定させるための確認の訴えの提起を認めた。

3 ○ ∵229条3項

4 ○ ∵228条4項

5 × ∵一見すると○だが、「みなす」の部分が誤り。228条2項はあくまで法定証拠法則を定めたものであり、推定規定にすぎない。現場では、4の肢が親切に存在しており、「推定される」と記載されていたので、ここと5の肢の「みなす」という表現を対比して、違和感を察知できるとよい。

〔第4問〕当事者の欠席及び死亡に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選りなさい。(24-33) ランク：A

1. 当事者双方が最初にすべき口頭弁論の期日に欠席した場合には、訴状に記載された事項及び答弁書に記載された事項がそれぞれ陳述されたものとみなされる。
2. 当事者双方が弁論準備手続の期日に欠席した場合において、1か月以内にいずれの当事者からも期日指定の申立てがされないときは、訴えの取下げがあったものとみなされる。
3. 被告が口頭弁論終結後に死亡した場合には、被告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、裁判所は、受継がされるまで判決を言い渡すことができない。
4. 判決の言渡しは、当事者双方が判決の言渡期日に欠席した場合においても、することができる。
5. 請求を棄却する第一審判決の送達を受けた日の翌日に原告が死亡した場合には、原告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、控訴期間は進行を停止する。

1 × ∵158 条

2 ○ ∵263 条

3 × ∵132 条

4 ○ ∵251 条 2 項

5 ○ ∵124 条、132 条 2 項

〔第5問〕口頭弁論に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(24—35) ランク：B

ア．裁判所は、数個の独立した攻撃又は防御の方法が提出されている場合において、特定の攻撃又は防御の方法に審理を集中したいときは、弁論の制限をすることができる。

イ．口頭弁論の期日のうち証人尋問の期日については、その公開を停止することができない。ウ．証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中し

て行わなければならない。

エ．弁論準備手続において主張された事実は、弁論準備手続の結果を当事者が口頭弁論で陳述することによって訴訟資料となる。

オ．裁判所は、当事者の申立てがない限り、終結した口頭弁論の再開を命ずることができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

ア○ ∵152条1項

イ× ∵憲法82条2項。この肢は、根拠条文が憲法ということもあり、現場では完全保留肢。他の肢を確実に答えられる知識があったかどうかで決まる。

ウ○ ∵182条

エ○ ∵173条

オ× ∵153条

〔第6問〕 弁論準備手続に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選
びなさい。(24-36) ランク：A

1. 裁判所は、当事者の同意がなければ、事件を弁論準備手続に付することができない。
2. 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。
3. 裁判所は、弁論準備手続の期日においては、文書の証拠調べをすることができない。
4. 弁論準備手続においては、当事者双方が期日に出頭することができない場合であって
も、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法に
よって、期日における手続を行うことができる。
5. 裁判所は、弁論準備手続を終結するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事
実を当事者との間で確認するものとされている。

1 × ∵168条。同意まで必要ではない。

2 ○ ∵169条1項。原則として当事者双方が立ち会う。これが、「必ず当事者双方が立ち
会う」や、「当事者双方が立ち会わなければ、行える場合はない」等の記述であれ
ば、170条3項により×になる。

3 × ∵170条2項

4 × ∵170条3項但書。「双方が」の部分が×

5 ○ ∵170条5項、165条

[第7問] 証拠調べに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選
びなさい。(24-38) ランク：B

1. 判例によれば、証拠調べが終了した後に当該証拠の申出を撤回することはできない。
2. 争点及び証拠の整理が終了した後は、新たに証人及び当事者本人の尋問の申出をすることはできない。
3. 裁判所は、証人が遠隔の地に居住するときには、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。
4. 鑑定人に書面又は口頭のいずれによって鑑定意見を述べさせるかは、裁判長がその裁量により定める。
5. 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合には、することができない。

- 1 ○ ∵(最判昭 32・6・25 百選 5 版 A21 事件)証拠調べを終えた後は、裁判官の心証が形成されてしまっているので、証拠の申出を撤回することはできない。
- 2 × ∵167 条, 174 条, 178 条は、争点整理の後に新たに証拠の申出ができることを前提とした規定である。
- 3 ○ ∵204 条 1 号。(195 条と混同しないように注意)
- 4 ○ ∵215 条 1 項
- 5 × ∵183 条

[第8問]準備書面に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。
(25-39) ランク：B

1. 準備書面は、記載した事項につき相手方が準備するのに必要な期間をおいて、裁判所を通じて相手方に送達しなければならない。
2. 相手方が口頭弁論期日に出席した場合には、準備書面に記載のない事項でも陳述することができる。
3. 準備書面は、裁判所に提出されただけでは、判決の基礎とすることができない。
4. 口頭弁論は、簡易裁判所においても、書面で準備しなければならない。
5. 当事者は、裁判長が定めた期間内に提出しなかった準備書面を、口頭弁論期日において陳述することができない

- 1 × ∵準備書面は相手方に直送する(規則 83 条 1 項)
- 2 ○ ∵161 条 3 項
- 3 ○ ∵準備書面は、口頭弁論において陳述されることで初めて訴訟資料となる。158 条もそれを前提とした規定。
- 4 × ∵276 条 1 項
- 5 × ∵柔軟な審理のため、162 条の期間経過後に準備書面の提出や証拠の申出が当然にできなくなるわけではない。